

アクティブケア くるみ

指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業・指定同行援護事業・指定行動援護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 尼崎都市美化推進企業組合が設置するアクティブケア くるみ（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業、指定同行援護事業及び指定行動援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称・所在地)

第3条 事業所の名称、所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 アクティブケア くるみ
- (2) 所在地 兵庫県尼崎市長洲西通2丁目8番30号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 1 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

① 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

② サービス提供責任者 1名 (常勤職員)

サービス提供責任者は、指定居宅介護等の提供に関する計画（以下「居宅介護等計画」という。）を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明する他、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

③ 従業者 3名 (常勤職員2名／非常勤職員1名)

従業者は、居宅介護等計画に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

2 前項に定めるもの他必要がある場合には、定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びに指定居宅介護等を提供するサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

③ サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

④ サービス提供時間 午前8時から午後7時までとする。

⑤ 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、指定居宅介護等を提供する対象者は、次の通りとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次の通りとする。

① 居宅介護等計画の作成

② 居宅介護

身体介護：入浴、排せつ及び食事等の介護

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事援助

通院等介助：通院や市役所等の官公署へ手続きに行くときの介助

通院等乗降介助：本事業所の従業者が自ら運転して行う通院等介助

③ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を有する者に対して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援を行う。

④ 同行援護

移動に著しい困難を有する利用者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援及び移動の援助並びに排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

⑤ 行動援護

行動上著しい困難を有し常時介護を要する利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助及び外出時における移動中の介護等

⑥ 前各号に附帯するその他の必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 1 指定居宅支援を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護等にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際には、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道 5キロメートル未満 1,000円

(2) 事業所から片道 5キロメートル以上 2,000円

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、尼崎市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 1 現に指定居宅介護等の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の処置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

- 第11条 1 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は提供した指定居宅介護等に関し、法令の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 12 条 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

(暴力団等の排除)

第 13 条 事業所の代表者及び管理者は、暴力団員等を密接な関係を有することなく、又、事業所の運営について暴力団等に支配は受けない。

(事故発生の防止及び対応)

第 14 条 1 事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定める。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発防止についての会議を開き、従業者に対して研修を行う。
- 2 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(従業者の研修)

第 15 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、設備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努める。

(運営内容の評価及び結果の公表)

第 16 条 事業所は、その運営状況の内容について評価を行い、その結果を公表するように努める。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条

- 1 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等サービスの完結した日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は尼崎都市美化推進企業組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。